

(様式1)

館教総発第9号

令和3年2月15日

文部科学大臣 殿

館林市長 須藤 和臣

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

館林市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度（1年間）

(担当)

館林市教育委員会事務局教育総務課

電話：0276-47-5165

E-mail：kyoiku.somu@city.tatebayashi.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

第五小学校の老朽化した屋内運動場について、屋根、外壁、床、内装等の更新による大規模改造を実施する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

第七小学校の老朽化したトイレについて、全面改修を実施し、大便器の洋式化及び湿式床から乾式床へ改修を図る。
中学校の特別教室について、空調設備を設置し、教育環境の質的な向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		11 校
中学校		5 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		5 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	5 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	16 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	令和3年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施する。</p>
